

第18回 厚生科学審議会医薬品販売制度改正検討部会 議事次第

○日時：平成17年9月29日（木） 14:00～16:00

○場所：厚生労働省7F 専用第15会議室

○議題：
医薬品販売に際しての情報提供

○資料：
医薬品販売に際しての情報提供について
（参考）添付文書の例

（参考資料）

1. 医薬品販売制度改正検討部会委員名簿
2. 医薬品販売制度改正に関する論点の整理

医薬品販売に際しての情報提供について

－対面販売の原則について－

<論点1> 医薬品販売における対面販売の意義、必要性をどう考えるか。

→ 別紙

※ 以降の論点については、医薬品のリスク分類のイメージを示した方が議論を進めやすいと考えられることから、ここでは便宜的に、次のようなグループに分類することとする。これはあくまでイメージであり、専門委員会で別途検討がなされるものである。また、ここでは過去医薬品から医薬部外品に移行されたものも含めて考察している。

- A 市販後調査 (PMS) 期間中又は PMS 終了後引き続き副作用等の発現に注意を要するもの (スイッチ OTC 等)
- B 比較的リスクの高い医薬品
- C 比較的リスクの低い医薬品
- D 平成11年及び平成16年に医薬品から医薬部外品に移行されたもの

<論点2> 販売者側からの「適切な情報提供」に関し、説明を必ず行うべきもの、説明を行った方が良いもの、説明が不要なもの、といった区分をどう考えるべきか。

説明を必ず行うべきもの、説明を行った方が良いものについて、説明の内容を特定すべきか。特定するとすれば、どのような内容か。

説明を必ず行うべきものについての実効性をどのように担保するか。(行政監視の在り方等)

<論点3> 文書による説明は、消費者側の理解の促進等に有効と考えられるが、文書を必ず用いるべきもの、文書を用いた方がよいもの、不要なもの、といった区分をどのように考えるべきか。

文書を必ず用いるべきものについては、誰が作成する文書で行うのか。例えば、添付文書のコピーやインターネットの画面でもよいのか。

文書を必ず用いるべきものについての実効性をどのように担保するのか。

<論点4> いわゆる指名買いをするなど、リスクの程度に関係なく情報提供を不要であるとする消費者についてはどう考えるか。

<論点5> グループ A、B、C については、リスクの程度に関係なく、消費者側から医薬品選択、効能効果、副作用、禁忌、飲み合わせ、症状の改善が見られない場合の対応等について相談があった場合には、専門家としての知見に基づき、的確、誠実に対応する義務があるのではないか。

事後相談が適切に行われるよう販売店の連絡先を確実に伝えることが重要であると考えられるが、どのような方法が考えられるか。

<論点6> 販売者側からの「適切な情報提供」及び「適切な相談対応」に関し、専門家が実地に対面で行うもの、何らかの関与があればよいもの、不要なもの、といった区分をどう考えるべきか。

関与が不要なものを除き、実効性をどのように担保すべきか。

1. 医薬品の本質と適切な情報提供及び相談対応の必要性

- 医薬品は、そもそもリスクを伴うものであり、適正に使用しなければ、また、適正に使用した場合であっても、重篤な被害が発生する場合がある。こうした点において、医薬品は一般の日用品とは異なるものであり、薬事法により製造、販売等に関して様々な規制が設けられているのも、こうした理由によるものである。
- この医薬品の本質を踏まえ、医薬品販売時においては、販売者側からその医薬品に関する「適切な情報提供」が行われ、消費者側に十分理解してもらうことが重要である。
- また同時に、消費者側の疑問や要望を受けての「適切な相談対応」が行われることが必要である。

2. 対面販売の意義、必要性

- 現在、医薬品販売に当たっては、「適切な情報提供」及び「適切な相談対応」が行われるよう、薬剤師等の専門家の関与が求められている。
- また、この「適切な情報提供」及び「適切な相談対応」が全うされるためには、
 - ・ 消費者と専門家との間で円滑な意思疎通が行われること、及び
 - ・ 専門家において消費者側の状態を的確に把握できることが必要である。
- これらが確実に行われるためには、消費者と専門家がその場で直接やりとりを行うことができ、例えば、消費者側の顔色等も含めた全体の様子を見ることができ、「対面販売」が必要であり、これを医薬品販売に当たっての原則とすべきではないか。

※「配置」による販売は、店舗での販売ではないが、直接やりとりを行う形態であり、「対面販売」であると考えられる。

服用前にこの説明書を必ずお読みください。
また、必要な時に読めるよう保管してください。

慢性便秘の方にも

<便秘薬>

胃でとけずに腸で効く便秘薬

- ◆ は、有効成分が胃でとけずに腸で効くよう、5層コートをはどこした便秘薬です。慢性便秘にも効果をあらわし、残便感のないスッキリとした効きめです。
- ◆ おやすみ前に服用すれば翌朝(個人差はありますが、目安として6~11時間後)には効果があらわれます。



使用上の注意



⊗ してはいけないこと

(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなる)

- ① 本剤を服用している間は、次の医薬品を服用しないこと
他の瀉下薬(下剤)
- ② 大量に服用しないこと



相談すること



- ① 次の人は服用前に医師又は薬剤師に相談すること
 - (1) 医師の治療を受けている人。
 - (2) 妊婦又は妊娠していると思われる人。
 - (3) 次の症状のある人。
はげしい腹痛、悪心・嘔吐
- ② 次の場合は、直ちに服用を中止し、この説明書を持って医師又は薬剤師に相談すること
 - (1) 服用後、次の症状があらわれた場合。

関係部位	症状
消化器	はげしい腹痛、悪心・嘔吐

- (2) 1週間位服用しても症状がよくなる場合。

- ③ 次の症状があらわれることがあるので、このような症状の継続又は増強が見られた場合には、服用を中止し、医師又は薬剤師に相談すること
下痢

効能

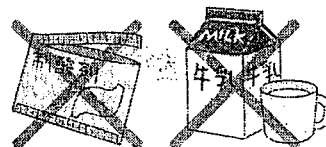
慢性便秘、常習性便秘

用法・用量

通常、大人は1日1回2錠を就寝前
または、排便期待数時間前に、
かまずに服用してください。

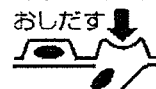
[注意]

- (1) 定められた用法、用量を厳守してください。
- (2) なるべく空腹時に服用してください。
- (3) 制酸剤[†]や牛乳をのんでから1時間以内の服用はさけてください。(本剤は制酸剤や牛乳によって胃内で溶解し、期待された効果を発揮できないことがあります)
[†]制酸剤：多くの胃薬に含まれている成分で、胃酸を中和する働きをもつ。



制酸剤や牛乳をのんでから
1時間以内の服用はさけてください

- (4) 錠剤をかんだり、つぶしたりせずにそのまま服用してください。(本剤は有効成分がその能力を十分に発揮し、大腸内で作用するよう特殊なコーティングをはどこしています)
- (5) 錠剤の取り出し方
図のように錠剤の入っているPTPシートの凸部を指先で強く押して裏面のアルミ箔を破り、取り出して服用してください。(誤ってそのまま飲み込んだりすると食道粘膜に突き刺さる等思わぬ事故につながります)
おしだす



成分、保管及び取扱い上の注意については、裏面をよくご覧ください。 [7]

2錠中

成分

分量

はたらき

ピサコジル
(2-(4,4'-ジアセトキシジフェニルメチル)ピリジン)

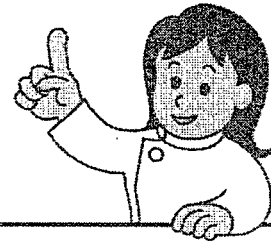
10mg

大腸を直接刺激し、低下している腸のぜん動運動を高めます。

添加物：白糖、タルク、アラビアゴム、ヒマシ油、メタクリル酸共重合体S、メタクリル酸共重合体L、トウモロコシデンプン、ステアリン酸Mg、グリセリン、酸化チタン、乳糖、赤色3号、カルナウバロウ、サラシミツロウ、マクロゴール

保管及び取扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない湿気の少ない涼しい所に保管してください。
- (2) 小児の手のとどかない所に保管してください。
- (3) 他の容器に入れかえないでください。(誤用の原因になったり品質が変わることがあります)
- (4) 使用期限を過ぎた製品は服用しないでください。



便秘解消のポイント

〈まずは、生活習慣の見直しからはじめましょう〉

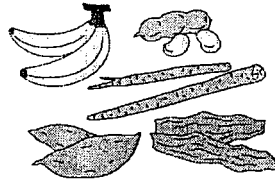
(1) 規則正しい排便習慣

1日1回決まった時間(朝食後が最適)にトイレに行きましょう。便意は我慢しないことが大切です。



(2) 食生活の改善

1日3度の規則正しい食生活と食物繊維を多く含んだ食品(野菜類、豆類、芋類、海藻等)を毎日とること、水分を多めにとることも大切です。



(3) 適度な運動

運動不足は便秘の大敵。適度な運動をして腹筋をきたえたり、おなかをマッサージすることも大切です。



上手な使い方

- (1) 便秘の症状には個人差がありますが、おやすみ前に服用すれば翌朝(目安として6~11時間後)には効果があらわれます。
- (2) 服用後、便秘の改善がみられたら、服用間隔を少しずつのばして、正常な排便習慣を取り戻しましょう。

便秘薬目薬に合ったものを

腸で効くソフトな便秘薬

は、有効成分が大腸だけにはたらく便秘薬です。胃や小腸に対する刺激がほとんどなくおなかにソフトで、おやすみ前に服用すれば、翌朝こちよいお通じをうながします。

[効能・効果]
便秘、便秘に伴う肌あれや腹部膨満などの諸症状を緩和します。

本品についてのお問い合わせは、お買い求めのお店、又は下記にお願いいたします。

連絡先 おくすり119番室
電話
受付時間 8:30~17:00(土、日、祝日を除く)



KY301

商品の特長

1. インドメタシン配合で優れた鎮痛消炎効果

腰や関節などのしつこい痛みの元に直接作用する「インドメタシン」がジワリと浸透し、優れた鎮痛消炎効果を発揮します。

2. 保湿チャック付き

中袋には、保管に便利な保湿チャックがついて、シブ剤の乾燥を防ぎます。

⚠ [使用上の注意]

⊗ してはいけないこと (守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなります)

1. 次の人は使用しないでください

- (1) 本剤によるアレルギー症状を起こしたことがある人
- (2) ぜんそくを起こしたことがある人
- (3) 15歳未満の小児

2. 次の部位には使用しないでください

- (1) 目の周囲、粘膜等
- (2) 湿疹、かぶれ、傷口
- (3) みずむし・たむし等又は化膿している患部

3. 長期連用しないでください

⚠ 相談すること

1. 次の人は使用前に医師又は薬剤師にご相談ください

- (1) 医師の治療を受けている人
- (2) 妊婦又は妊娠していると思われる人
- (3) 本人又は家族がアレルギー体質の人
- (4) 薬によりアレルギー症状を起こしたことがある人

2. 次の場合は、直ちに使用を中止し、この外箱を持って医師又は薬剤師にご相談ください

- (1) 使用后、次の症状があらわれた場合

関係部位	症状
皮 膚	発疹・発赤、かゆみ、はれ、ヒリヒリ感、熱感、乾燥感

- (2) 5～6日間使用しても症状がよくなる場合

【効能・効果】 関節痛、腱鞘炎(手・手首の痛み)、肘の痛み(テニス肘等)、筋肉痛、腰痛、打撲、捻挫、肩こりに伴う肩の痛み

【用法・用量】 プラスチックフィルムをはがし、1日2回を限度として患部に貼ってください。

【用法・用量に関連する注意】

- (1) 小児に使用させる場合には、保護者の指導監督のもとに使用させてください。
- (2) 皮膚の弱い人は、使用前に腕の内側の皮膚の弱い個所に、1～2cm角の小片を目安として半日以上貼り、発疹・発赤、かゆみ、かぶれ等の症状が起きないことを確かめてから使用してください。
- (3) 連続して2週間以上使用しないでください。

【成分・分量】 膏体100g中インドメタシン……0.5g

添加物としてカオリン、酸化チタン、ポリビニルアルコール(部分けん化物)、ポリアクリル酸部分中和物、カルボキシビニルポリマー、カルボキシメチルセルロースNa、D-ソルビトール、グリセリン、エドト酸Na、N-メチル-2-ピロリドン、ケイ酸アルミン酸Mg、ポリオキシエチレン硬化ヒマシ油、 β -メントール、水を含有します。

保管及び取り扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない湿気の少ない涼しい所に保管してください。
- (2) 小児の手の届かない所に保管してください。
- (3) 他の容器に入れかえないでください。(誤用の原因になったり品質が変わります。)
- (4) 品質保持のため、未使用分は袋に入れ、開口部のチャックを閉めるか又は開口部をおりまげて保管してください。
- (5) 使用期限を過ぎた商品は使用しないでください。

《包装》 10cm×14cm …………… 12枚入、24枚入

▼本商品についてのお問い合わせは、お買い求めの薬局・薬店、又は下記の当社「お客様相談室」までお願い申し上げます。

発売元



お客様相談室：



受付時間：9:00～12:00、13:00～17:50 (土・日・祝日を除く)

製造元



ご使用に際して、この添付文書を必ずお読みください。
また、必要な時に読めるよう大切に保管してください。

せき・たん……

〈鎮咳去痰薬〉

は、いろいろな原因で起こる“せき”をしずめ“たん”の切れをよくします。また、さわやかなレモンティーの風味の液剤ですから、苦しい“せき”しつこい“たん”の時にも服用しやすくなっています。



使用上の注意

⊗ してはいけないこと

【守らないと現在の症状が悪化したり、副作用・事故が起こりやすくなります】

1. 次の人は服用しないでください。
この医薬品又は鶏卵によるアレルギー症状を起こしたことがある人
2. この医薬品を服用している間は、次のいずれの医薬品も服用しないでください。
他の鎮咳去痰薬、かぜ薬、抗ヒスタミン剤を含有する内服薬（鼻炎用内服薬、乗り物酔い薬、アレルギー用薬）、鎮静薬
3. 服用後、乗り物又は機械類の運転操作をしないでください。
（眠気があらわれることがあります）
4. 過量服用・長期連用しないでください。
（倦怠感や虚脱感などがあらわれることがあります）



相談すること

1. 次の人は服用前に医師又は薬剤師に相談してください。
 - (1) 医師の治療を受けている人
 - (2) 妊婦又は妊娠していると思われる人
 - (3) 授乳中の人
 - (4) 乳児（乳児において、この医薬品に含まれる塩化リゾチームを初めて服用した時に、ショック（アナフィラキシー）があらわれたとの報告があります）
 - (5) 高齢者
 - (6) 本人又は家族がアレルギー体質の人
 - (7) 薬によりアレルギー症状を起こしたことがある人
 - (8) 次の症状のある人
高熱、排尿困難
 - (9) 次の診断を受けた人
心臓病、高血圧、糖尿病、緑内障、甲状腺機能障害
2. 次の場合は、ただちに服用を中止し、この添付文書を持って医師又は薬剤師に相談してください。
 - (1) 服用後、次の症状があらわれた場合

関係部位	症 状
皮 膚	発疹、発赤、かゆみ
消 化 器	悪心、嘔吐、食欲不振
精神神経系	めまい
そ の 他	排尿困難

まれに下記の重篤な症状が起こることがあります。その場合はただちに医師の診察を受けてください。

症状の名称	症 状
ショック （アナフィラキシー）	服用後すぐにしんましん、浮腫、胸苦しさ等とともに、顔色が蒼白くなり手足が冷たくなり、冷や汗、息苦しき等があらわれる。
皮膚粘膜眼症候群 （スティーブンス・ジョンソン症候群、 中毒性表皮壊死症 （ライエル症候群）	高熱を伴って、発疹・発赤、やけど様の水ぶくれ等の激しい症状が、全身の皮膚、口や目の粘膜にあらわれる。

- (2) 5～6回服用しても症状がよくなる場合
3. 次の症状があらわれることがあるので、このような症状の継続又は増強がみられた場合には、服用を中止し、医師又は薬剤師に相談してください。

便秘、口のかわき

【効能・効果】

せき、たん

【用法・用量】

年齢により次の量を服用してください。

年 齢	1 回 量	1 日 服 用 回 数	症状により約4時間の 間隔をおいて1日6回 まで服用することがで きます。
成 人 (15歳以上)	10.0mL	3回	
11歳以上 15歳未満	6.5mL		
8歳以上 11歳未満	5.0mL		
5歳以上 8歳未満	3.3mL		
3歳以上 5歳未満	2.5mL		
1歳以上 3歳未満	2.0mL		
3ヵ月以上 1歳未満	1.0mL		
3ヵ月未満	服用しないでください。		

- (1) 用法・用量を厳守してください。
 (2) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させてください。
 (3) 1歳未満の乳児には、医師の診療を受けさせることを優先し、止むを得ない場合のみ服用させてください。

【成分・分量】

本品は淡褐色透明の液剤で、成人1日量(60mL)中の成分、分量及びその主なほたらきは次のとおりです。

成 分	分 量	ほ たら き
リン酸コデイン	50mg	せきを起す中枢に作用し、せきをおさえるすぐれた効果があります。
dl-塩酸メチルエフェドリン	75mg	気管支を拡張する作用と気管支のけいれんをおさえる作用により、せきをしずめます。
塩化リンチーム	60mg(力価)	のどにからまるたんを溶解して、出しやすくします。
マレイン酸クロルフェニラミン	12mg	抗ヒスタミン剤の一つで、アレルギーが原因となって起こるせきに効果があります。
無水カフェイン	60mg	頭痛、不快感をやわらげ、またねむけをおさえます。
セネガ流エキス	1500mg	気道粘液の分泌を亢進させ、たんをうすくし、出しやすくします。

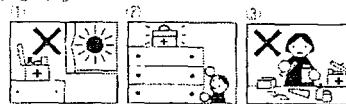
※ 添加物として、クエン酸Na、クエン酸、安息香酸Na、パラベン、プロピレングリコール、グリセリン、D-ソルビトール、カラメル、香料、エタノール、pH調整剤を含有します。

(成分分量に関する注意)

この医薬品の服用により、糖尿病の検査値に影響を及ぼすことがあります。

【保管及び取扱い上の注意】

- (1) 直射日光の当たらない涼しい所に密栓して保管してください。
 (2) 小児の手のとどかない所に保管してください。
 (3) 他の容器に入れかえないでください。
 (誤用の原因になったり品質が変わります)
 (4) 使用期限(外箱及び容器に記載)のすぎた製品は服用しないでください。



【包装】

100mL



計量カップ付

シールをはがすと計量カップがあります。
開封の際、お捨てにならないようご注意ください。

※※

本品についてのお問い合わせは、お買い求めのお店、又は下記までご連絡いただけますようお願い申し上げます。

電 話

受付時間 月~木 9:15~17:30、金 9:15~16:00 (祝祭日を除く)

※※ 販売元

製造元

④登録商標
3E06PNZ

第18回厚生科学審議会	参 考
医薬品販売制度改正検討部会	資 料
平成17年9月29日	1

医薬品販売制度改正検討部会委員名簿

青 井 倫 一	慶應義塾大学大学院経営管理研究科委員長兼教授
芦 野 研 治	東京都福祉保健局健康安全室薬務課長
◎井 村 伸 正	北里大学名誉教授
上 原 明	日本大衆薬工業協会副会長
大 山 永 昭	東京工業大学像情報工学研究施設教授
鎌 田 伊佐緒	社団法人 全日本薬種商協会専務理事
神 田 敏 子	全国消費者団体連絡会事務局長
吉 川 肇 子	慶應義塾大学商学部助教授
児 玉 孝	社団法人 日本薬剤師会副会長
高 橋 孝 雄	慶應義塾大学医学部教授（小児科学）
田 島 知 行	社団法人 日本医師会常任理事
谷川原 祐介	慶應義塾大学医学部教授・薬剤部長
堀 井 秀 之	東京大学大学院工学系研究科・工学部教授
増 山 ゆかり	全国薬害被害者団体連絡協議会
○松 本 恒 雄	一橋大学大学院法学研究科教授
溝 口 秀 昭	日本赤十字社埼玉県赤十字血液センター所長
三 村 優美子	青山学院大学経営学部教授
宗 像 守	日本チェーンドラッグストア協会事務総長
望 月 眞 弓	北里大学薬学部教授
安 田 博	全国配置家庭薬協会理事

(◎：部会長、○：部会長代理)

(敬称略、五十音順)

第18回厚生科学審議会 医薬品販売制度改正検討部会	参 考 資 料
平成17年9月29日	2

医薬品販売制度改正に関する論点の整理

平成16年7月21日
医薬品販売制度改正検討部会

近年、国民意識の変化、医薬分業の進展等、一般用医薬品を取り巻く環境が大きく変化している。

昭和35年に制定された薬事法においては、医薬品販売について、薬剤師等の店舗への配置により情報提供を行うことを求めているが、必ずしも十分に行われていない実態がある。

また、薬学教育6年制の導入に伴い、薬剤師の専門性がより一層高まることとなる。

このため、一般の商品と異なる医薬品の安全確保の必要性を踏まえ、医薬品のリスク等の程度に応じた適切な情報提供を行うための実効性のある医薬品販売制度を構築することを目的とし、今後、現在の薬局、一般販売業、薬種商販売業、配置販売業及び特例販売業の各業態に関し、以下の論点について検討する。

検討項目	論 点
1. 医薬品のリスクの程度の評価	① 医薬品のリスクの内容及びその程度の評価・分析のあり方について、どう考えるか。 ② 医薬品のリスクの程度の評価・分析に当たり、その医薬品の薬理作用だけでなく、適正使用のために必要な情報提供の内容や、消費者の状況（小児、妊婦、高齢等）を考慮することについて、どう考えるか。また、医療用医薬品や食品との相互作用（いわゆる飲み合わせ、食べ合わせの問題）について、どう考えるか。 ③ 各医薬品のリスクの程度の評価を見直す場合の期間、手続等について、どう考えるか。 ④ その他
2. 医薬品の販売に当たっての必要な情報提供等 (1) 情報提供の内容	① どのような場面で、どのような情報提供が必要となるか。（例：医薬品の選択、使用上の注意の喚起） ② 情報提供のあり方については、副作用の発現の態様等、医薬品のリスクの程度に応じて検討すべきではないか。 ③ 適切な情報提供のため消費者の病歴、副作用歴等を確認する必要が生じる場合に、個人情報の保護との関係について、どう考えるか。

	<p>④ 消費者への適切な情報提供を行うため、医薬品の製造業者や国から医薬品の販売店に提供する情報（添付文書等）の内容について、どう考えるか。</p> <p>⑤ 新しい知見に基づく情報提供の内容の更新について、どう考えるか。</p> <p>⑥ その他</p>
(2) 情報提供の手法	<p>① 医薬品のリスクの程度に応じた情報提供のための、専門家の配置のあり方や対面販売の必要性について、どう考えるか。</p> <p>② 情報提供のうち、消費者に対し能動的・積極的に行うべきものとそうでないものとの区分について、どう考えるか。</p> <p>③ その他</p>
(3) 販売後の副作用発生時等への対応	<p>① 副作用の未然防止だけでなく、その拡大を防止するための情報提供のあり方について、どう考えるか。</p> <p>② 消費者から副作用に関する相談に対応し、必要に応じ、国への報告等を行うべき者について、どう考えるか。</p> <p>③ 販売した医薬品に関する緊急の副作用情報があった場合の消費者への周知方法について、どう考えるか。</p> <p>④ 医薬品の副作用の発見・治療・救済に関し、国民にわかりやすい情報提供システムのあり方について、どう考えるか。</p> <p>⑤ 販売後における消費者からの副作用相談以外の問い合わせ（使用方法等）への対応のあり方について、どう考えるか。</p> <p>⑥ その他</p>
(4) 医薬品の管理	<p>① 有効期限の確認や適正な保管等の医薬品の管理を行うべき者について、どう考えるか。</p> <p>② 専門家による消費者への情報提供の機会を確保するための医薬品の陳列のあり方（例：オーバー・ザ・カウンター）について、どう考えるか。</p> <p>③ その他</p>
3. 医薬品販売に従事する者の資質とその確保	<p>① 医薬品のリスクの程度に応じ、実効性のある情報提供を行うため、医薬品販売に従事する者に求められる資質とその資質の確保のあり方について、どう考えるか。</p> <p>② 薬学教育6年制の導入による薬剤師の専門性の向上も踏まえ、一般用医薬品の販売に関する薬剤師の今後の役割・責務について、どう考えるか。</p> <p>③ その他</p>

4. 医薬品販売に関する責任	<p>① 情報提供に関し、薬局・薬店の開設者、管理薬剤師、それ以外の薬剤師等、それぞれについての責務の内容やそのあり方について、どう考えるか。</p> <p>② 医薬品による副作用があった場合に、添付文書を作成した医薬品の製造業者の責任、薬局・薬店の情報提供に関する責任及び消費者のリスク認識等の関係について、どう考えるか。</p> <p>③ 消費者への適切な情報提供、販売後の副作用発生時等への対応、医薬品の管理、従業員の監督等、各薬局・薬店における医薬品販売に関する責任を負うべき者について、どう考えるか。</p> <p>④ その他</p>
5. 消費者への周知等	<p>① 医薬品の効能効果、副作用の情報等について、消費者（国民）にどのように普及啓発していくか。</p> <p>② 消費者への情報提供を行う専門家と他の従業員との識別方法について、どう考えるか。</p> <p>③ 情報提供の内容が消費者に十分に理解されるための外箱等への表示や文書の活用について、どう考えるか。</p> <p>④ 消費者への情報提供が行われたかどうか、また、情報提供の内容を消費者が理解しているかどうか確認することについて、どう考えるか。</p> <p>⑤ 消費者の適正使用を促すためのその他の方策について、どう考えるか。</p> <p>⑥ その他</p>
6. 情報通信技術の活用	<p>① 消費者への情報提供及び流通段階や販売店における医薬品の管理等に情報通信技術を活用することについて、どう考えるか。</p> <p>② その他</p>
7. 法令上の措置	<p>① 上記1～5をどのように法令上位置づけるか。また、その実効を確保するための行政による評価及びそれをふまえた監視・指導、行政処分等の法令上の措置のあり方について、どう考えるか。</p> <p>② その他</p>
8. その他	<p>① インターネット販売、カタログ販売及び個人輸入の形をとった販売形態について、専門家による情報提供の観点から、どう考えるか。</p> <p>② 専門家の関与がない特例販売業について、どう考えるか。</p> <p>③ その他</p>